

第 2 期豊中市教育振興計画

中間見直し（追記）素案

令和 7 年度（2025 年度）～令和 10 年度（2028 年度）

令和 6 年（2024 年）11 月

豊中市教育委員会

(1) 第2期豊中市教育振興計画の中間見直し

令和3年度(2021年度)～令和10年度(2028年度)の計画期間8年間の中間にあたる令和6年度(2024年度)に見直しを行い、令和7年度(2025年度)以降の残り4年間の取組みについて追記を行うものです。

(2) 本計画策定以降の国や大阪府の動き

【国の「第4期教育振興基本計画」の策定】

国においては、令和12年(2030年)以降の社会を展望した教育政策を示した「第3期教育振興基本計画」が、令和4年度(2022年度)に計画期間を完了し、令和5年(2023年)6月に「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

「第4期教育振興基本計画」は、令和22年(2040年)以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとして、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング※の向上」を掲げています。

その中で、5つの基本方針と16の教育政策の目標、基本施策及び指標を示しました。5つの基本方針は、①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進、⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話となっています。

※ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短絡的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

【大阪府の「第2次大阪府教育振興基本計画」の策定】

府においても、「第1次大阪府教育振興基本計画」の計画期間が、国と同じく令和4年度(2022年度)に完了し、令和5年(2023年)3月に「第2次大阪府教育振興基本計画」を策定しました。

その中で、「一人ひとりの良さや可能性を引き出し、最大限伸ばす教育」、「子どもたちの多様性に応じ、誰一人取り残さない教育」の推進の実現をめざして、7つの基本方針と23の重点取組を示しました。

7つの基本方針は、①確かな学力の定着と学びの深化、②豊かな心と健やかな体の育成、③将来をみすえた自主性・自立性の育成、④多様な主体との協働、⑤力と熱意を備えた教員と学校組織づくり、⑥学びを支える環境整備、⑦私立学校の振興となっています。

（３）本計画策定以降の豊中市の現状と今後の課題

【第４次豊中市総合計画後期基本計画の策定】

豊中市では、令和４年度（2022年度）で第４次豊中市総合計画前期基本計画の計画期間が完了し、令和５年（2023年）３月に後期基本計画を策定し、「みらい創造都市とよなか〜明日がもっと楽しみなまち〜」をまちの将来像に掲げ、その実現のため４つの施策大綱を定めました。その中で、「教育環境の充実」や「子ども・若者への総合的な支援の充実」、「学びと文化のあふれるまちづくり」といった施策の取組みを進めています。

【新型コロナウイルス感染症の５類への移行】

令和２年（2020年）から続いていた新型コロナウイルス感染症の影響について、コロナ禍では教育現場においても感染症対策の徹底が求められ、様々な工夫をしながら教育活動を継続してきました。令和５年（2023年）５月に感染症法上の位置づけが５類感染症に変更され、縮小されていた体験活動や学校行事も順次再開されています。再開にあたっては、コロナ禍での生活様式の変容を受けて、学校現場での負担軽減にも留意しつつ、新たな方法を取り入れながら実施しています。

一方で、コロナ禍をきっかけとして、小・中学校で一人一台タブレット端末が配備され、学校の授業の進め方や家庭学習のあり方は大きく変化しました。急速に進んだ教育のICT化は、教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に欠かせないものであり、GIGAスクール構想※の第２期に向けて一層の活用が必要です。

また、コロナ禍を経て、不登校の児童生徒数は大幅に増加しました。これは全国的な傾向もありつつ、不登校児童生徒の教育機会の確保や学びの場の新たな選択肢といった課題が顕在化してきました。

あわせて、学校の臨時休業などを経て、学校が学習機会や学力を保障する役割だけでなく、人と安全・安心につながることで居場所・セーフティネットとしての福祉的機能が再認識されました。そのため、学校・地域・家庭が連携して、地域社会全体で子どもたちの成長を支えるしくみづくりがますます重要となってきています。

※GIGA スクール構想とは、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境を、令和時代のスタンダードな学校像として実現をめざす構想

【子育てしやすさ NO.1 めざして、こども政策の充実・強化】

令和 5 年（2023 年）9 月に、「子育てしやすさ No.1」のまちを掲げ、「子育ての社会化の推進」を基本理念に、子育て世帯が将来にわたり住み続けたいと思うまちづくりをめざしています。今後 5 年間で子ども・教育分野に約 100 億円規模の集中的な投資を行い、その重点項目の中で『小 1 の壁』の解消や「教育の質・機会をハイレベルに」をテーマに、新たな取り組みを進めています。

具体的には、AI ドリルの導入や教育ダッシュボードの構築、学びの多様化学校の設置など、これらの新たな取り組みを、本計画の中間見直しにおいて改めて施策に位置付けて推進していきます。

（４） 施策の追記

【施策体系】

基本方向 1 保育や幼児教育の充実を進めます	追記頁	計画頁
① 保育・幼児教育の充実	5	31
② 保育・幼児教育の質の確保・向上	5	31
③ 乳幼児期から小学校生活への円滑な移行の推進	5	31

基本方向 2 子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます	追記頁	計画頁
④ 確かな学力と体力の向上	6	33
⑤ 豊かな人間性の育成	—	34
⑥ 小中一貫教育の推進	7	35

⑦ ともに学ぶ教育の推進	7	35
⑧ いじめ防止と不登校支援の充実	8	36
⑨ 学校における働き方改革の推進	8	36
⑩ 教育環境の整備	9	37

基本方向 3 子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わって いくことができるよう支援します	追記頁	計画頁
⑪ 活動や交流ができる機会の充実	—	39
⑫ 子どもたちの居場所づくり	9	39
⑬ 子どもたちの健全な育成	10	39

基本方向 4 子どもたちを育む学校・家庭・地域の連携・協働を進め ます	追記頁	計画頁
⑭ 学校と家庭、地域をつなぐしくみづくりの推進	10	40
⑮ コミュニティ・スクールの導入	11	41
⑯ 家庭や地域の教育力向上の支援	11	41
⑰ 地域での子育て環境づくり	—	41

基本方向 5 生涯を通した学びの機会の充実と成果を活かせる場や機 会づくりを進めます	追記頁	計画頁
⑱ 学びの支援と学習機会の充実	11	43
⑲ 地域における学習活動などの推進	12	43
⑳ (仮称) 中央図書館を核とした生涯学習推進拠点の整備	12	43

基本方向 6 文化芸術・スポーツの振興、歴史・文化資源の保全・活 用を進めます	追記頁	計画頁
㉑ 歴史・文化遺産の保護（保存と活用）と文化芸術の振興	12	45
㉒ スポーツの振興	12	45

なお、上表の計画頁は、「第2期豊中市教育振興計画」（令和3年（2021年）3月発行）の頁です。追記頁に記載のない施策は、中間見直しでは追記を行わないものです。

① 保育・幼児教育の充実

【中間見直し以降の取り組み】

令和5年（2023年）12月策定のこども未来戦略において示された「こども誰でも通園制度（仮称）」※について、国の動向を注視し、取り組みを進めます。（令和7年度（2025年度）に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化、令和8年度（2026年度）から同法に基づく新たな給付として実施予定）

保育定員の確保については、引き続き保育所等待機児童解消に向けて取り組みます。

※全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための新たな通園給付。

② 保育・幼児教育の質の確保・向上

【中間見直し以降の取り組み】

令和6年度（2024年度）に増補する「豊中市教育保育環境ガイドライン」の活用をすすめ、保育の質の効果的な向上に努めます。

令和6年度（2024年度）に策定する「第2次公立こども園整備計画」に基づき、就学前教育・保育における公民の役割に沿って、公立こども園を整備します。

③ 乳幼児期から小学校生活への円滑な移行の推進

【中間見直し以降の取り組み】

5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」として、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、「架け橋期」の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤を作ることが重要とされています。「架け橋期」教育の充実を図るために、幼保こ小連携の取り組みとして、小学校教員が就学前施設を見学し、就学前施設での幼児期の遊びを通じた学びの様子を知ること、小学校での学びの参考とするような双方向のつながりを意識する交流を進めます。また、個別に配慮が必要な児童については、就学前施設での個別の指導計画や支援方法について小学校に共有し、より円滑な小学校生活への移行を推進します。

④ 確かな学力と体力の向上

【中間見直し以降の取組み】

英語教育の一層の充実のために、外国人英語指導助手（AET）を活用したチーム・ティーチング※指導体制を確立し、全校での外国語教育の充実に取り組みます。

GIGA スクール構想第2期の方向性をふまえ、児童生徒一人一台タブレット端末の更新を行い、子どもが端末を日常的かつ効果的に利活用できるようにし、子ども主体の学びの実現に向けた授業改善を進めます。児童生徒一人一台タブレット端末にAIドリルを導入し、学校や家庭学習等でも活用して、一人ひとりの学習状況に合わせた、基本的な学習内容の確実な定着を図ります。あわせて、様々なシステムに散在している教育データを集約して可視化し、1つの画面を見るだけで情報を把握可能にする教育ダッシュボードを構築し、データサイエンス※技術による分析を用いて、児童生徒の学びや心身の健康をサポートするしくみづくりを進めます。

部活動の地域移行の対象種目を拡大して、持続可能なスポーツ環境を確保します。令和6年度（2024年度）に改訂した「豊中市立中学校の部活動に係る方針」に基づき、運動部だけでなく文化部も含めて部活動指導員（会計年度任用職員）を全校に配置し、加えて技術的指導ができる部活動指導協力者（有償ボランティア）も配置して、専門的な指導体制の充実を図ります。

中学校の学校給食で、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく、適温で美味しく給食を食べられるように、保温機能のある食缶方式での提供に向けて、中学校給食提供事業者の誘致を進めます。また、小中一貫教育の推進にあわせて、給食センターや単独調理校、また調理業務委託といった給食調理体制のあり方も含めて、学校給食を安定的に提供する手法について検討します。

令和6年度（2024年度）に導入した教職員の研修受講履歴システムを活用し、育成指標をもとに、経験や職務、授業力の向上及び多様な教育課題に応じて、教職員研修を実施します。また、児童生徒に対する適切な生徒指導の実施や、体罰・ハラスメントの防止徹底を図るための取組みを強化します。

※チーム・ティーチングとは、学級の児童・生徒の状況に応じて、特定教科において複数の教員が協力してきめ細かな指導を行うこと。

※データサイエンスとは、集めたデータを統計学やプログラミングなどの理論を活用して莫大なデータの分析や解析を行い、有益な洞察を導き出し課題解決につなげる学問分野のこと。

⑥ 小中一貫教育の推進

【中間見直し以降の取組み】

令和５年度（２０２３年度）に策定した「小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方」及び平成２９年度（２０１７年度）に策定した「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」に基づき、令和８年度（２０２６年度）に向けて、本市２校目の施設一体型義務教育学校となる庄内よつば学園の開校準備や、本市で初めてとなる第八中学校区の小中一貫型小中学校の開校準備を進めます。

市として初めての施設一体型義務教育学校として開校した庄内さくら学園では、地域・関係機関と連携した「さくら独自カリキュラム」を設定し、子どもたちの「つながる力」「まなぶ力」「つくる力」を育む教育活動を実施しており、庄内よつば学園及び第八中学校区の小中一貫型小中学校においても特色あるカリキュラムの設定に取り組めます。

市全体としては、各中学校区をそれぞれ小中一貫教育取組み校区と位置付けて、「中学校区グランドデザイン（めざす子ども像・１５歳の姿）」を小中で共有しながら、首席・指導教諭・生徒指導主事が小中連携・一貫教育を推進する担当となっており、カリキュラム・マネジメントや授業改善を組織的に行い、学びの連続と円滑な接続による教育の質の向上をめざします。

⑦ とともに学ぶ教育の推進

【中間見直し以降の取組み】

一人ひとりの状況に応じた最適な学びを支援するために、全校設置した通級指導教室を継続運用しながら、支援教育コーディネーター※の育成を行い、支援体制のさらなる充実に取り組めます。

日本語初期指導が必要な児童生徒を対象とした初期集中指導の実施に向けて、日本語指導のセンター機能化を検討するなど、指導体制の充実に取り組めます。

令和５年度（２０２３年度）に新たに作成したジェンダー平等教育啓発デジタル教材「With you」もあわせて活用し、性別にとらわれることなく、自分自身の将来像を描き、その実現に向け、自分で考えて行動できる力を育みます。

※支援教育コーディネーターとは、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった、子どものニーズに応じた教育を実施するための役割を担うもの。

⑧ いじめ防止と不登校支援の充実

【中間見直し以降の取組み】

国の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 COCOLO プラン」に基づき、これまでの不登校施策を見直して全体像を明らかにし、総合的な取組みを進めます。

その中で、不登校傾向のある児童生徒への早期対応や登校支援のため、校内教育支援センター※への支援の充実など段階的な働きかけを行います。新たな取組みとしては、独自の教育課程を編成し、子どもたち一人ひとりのペースや気持ちに寄り添う学びを提供する学びの多様化学校を、令和 9 年度（2027 年度）に旧島田小学校跡地にて開校する準備を進めます。あわせて、フリースクール等の民間の不登校支援施設との連携を図ります。

また、これまでも取り組んできた青少年交流文化館いぶき※での創造活動やショコラまなびの場等の事業の再検討を行い、教育支援センター※の拡充を図ります。

そのほかヤングケアラーや児童虐待、子どもの貧困など複雑化する課題に対して、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど各学校に派遣された様々な分野の専門家が、「チーム学校」として有機的に機能できるように教育と福祉との連携を促進します。

※校内教育支援センターとは、学校には登校できるが、教室で授業を受けることが難しい児童生徒のための学校における情緒の安定を図る居場所であり、学習支援を行う場です。

※青少年交流文化館いぶきは、旧青年の家いぶきと旧少年文化館の機能の統合を図り、令和 4 年（2022 年）4 月に開館しました。

※教育支援センターとは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導を行う場です。

⑨ 学校における働き方改革の推進

【中間見直し以降の取組み】

適切に在校等時間の管理を行い、長時間勤務者に対しては業務軽減措置を講じるとともに、健康及び福祉の確保を図ります。増加する教職員のメンタルヘルス不調への予防・復職支援のため、産業医等による相談体制を充実し、心身の健康管理をサポートします。

部活動指導員等の人材確保に努めながら、部活動の地域移行について、関係課と連携しながら取り組みを進めていきます。令和 6 年度（2024 年度）からマネジメント支援員を配置し管理職支援をすすめることや、公簿のデジタル化や保護者と学校の連絡システム「コドモン」の導入などの ICT 活用など、教職員の負担軽減に向けて引き続き取り組みます。

保護者負担費の無償化にあわせて、学校における保護者負担費債権の管理に係る事務負担の軽減を図るために、令和 6 年度（2024 年度）に学校から未収金債権を譲り受けて、督促等の債権管理業務を引き継いで実施します。

⑩ 教育環境の整備

【中間見直し以降の取組み】

家庭の状況に関わらず、全ての児童・生徒が安心して学校教育活動に参加できるように、令和 5 年度（2023 年度）に公費負担した修学旅行費や林間臨海学舎費に加えて、令和 6 年度（2024 年度）から調理実習・図工材料等の教材・行事費、ドリル・テスト等副教材費などの保護者負担費を無償化して、保護者の経済的負担を軽減しています。

令和 7 年度（2025 年度）末までにすべての市立学校にエレベーターの設置、バリアフリートイレ（洋式化）の設置及び体育館空調設備（非常用発電設備含む）の設置をめざします。バリアフリー対応の着手に合わせて見直しを行った「学校施設長寿命化計画」に基づき、上野小学校の建て替え工事など計画的な施設の整備や修繕を進めます。

学校プールの老朽化が進んでおり、施設の維持管理経費の削減とあわせて、快適な水泳指導環境を確保するため、民間プール施設を活用した学校外での水泳指導を、令和 6 年度（2024 年度）から順次進め、民間のスイミングコーチによる専門的な指導補助を受けることができる水泳授業を実施します。

⑫ 子どもたちの居場所づくり

【中間見直し以降の取組み】

放課後や土日の居場所として、民間教育機関の講師による学習支援事業を学校や公民館などで実施し、継続的な家庭学習の習慣と学力の定着をめざします。また、放課後等の子どもたちの遊び場として小学校の運動場や体育館を開放し、子どもたちの学びや育ちを支

える環境づくりを推進します。

放課後こどもクラブで過ごす時間の充実を図るため、クラブの運営に民間活力を順次導入し、習い事機能の導入（放課後 select）を進めます。引き続き待機児童ゼロを維持するとともに、クラブ室1室あたりの児童数が概ね40人となるように、段階的にクラブ室の増室に取り組んでいきます。

また、令和6年度（2024年度）から開始した午前7時からの小学校見守り事業では、引き続き保護者の様々な働き方に対応できるよう朝の見守り体制を整えます。

⑬ 子どもたちの健全な育成

【中間見直し以降の取組み】

青少年自然の家わっぱるが、管理棟や宿泊棟の設置から50年が経過しており、自然体験活動や野外活動ができる場を維持するため、再整備の検討を進めます。

旧青年の家いぶきは、令和4年度（2022年度）から旧少年文化館と機能統合し、新たに青少年交流文化館いぶきとして開館し、創造活動（不登校支援）事業とともに、小・中学生から高校生など青少年の異世代交流の場づくりなど青少年育成機能の充実に取り組みます。

⑭ 学校と家庭、地域をつなぐしくみづくりの推進

【中間見直し以降の取組み】

市内全校に導入されるコミュニティ・スクールの運用開始に伴い、地域とともにある学校づくりをめざすコミュニティ・スクールと、学校を核とした地域づくりをめざす地域学校協働活動の一体的な取組みをより一層推進します。社会に開かれた教育課程の実現のため、学校と地域をつなぐ橋渡し役となる学校支援コーディネーターの人材確保や育成に取り組み、子どもたちが社会とのつながりの中で学ぶよりよいしくみづくりを進めます。

また、学校と地域がより一層の連携や協力を進めるにあたって、学校における働き方改革の推進とのバランスの中で、子どもたちの成長を支えるための教職員と地域とのつながりを図っていきます。

⑮ コミュニティ・スクールの導入

【中間見直し以降の取組み】

令和８年度（2026年度）に市内全校でのコミュニティ・スクール導入を達成します。

※コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは法律に基づき教育委員会より委嘱された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。

⑯ 家庭や地域の教育力向上の支援

【中間見直し以降の取組み】

家庭教育支援の充実のために、庄内コラボセンター「こども・教育総合相談窓口」を文部科学省「地域における家庭教育支援基盤構築事業」の「家庭教育支援チーム」として位置付け、はぐくみセンター内各課や学校等関係機関と連携を図り、支援が必要な家庭に寄り添った相談対応を引き続き実施します。

⑰ 学びの支援と学習機会の充実

【中間見直し以降の取組み】

対面とオンラインの併用実施やオンデマンドでの実施を進め、デジタルの活用とリアル活動を組み合わせた効果的な社会教育活動を展開し、幅広い市民層に対する公民館事業の参加促進を図ります。

図書館での新たな機能展開として、令和6年度（2024年度）にリニューアル工事を行った螢池図書館では子育て世代を対象とした学びの事業を公民館と連携して実施するなど、子どもや子育て世帯、若者が様々なゾーニングにより滞在しやすい環境づくりを行い、地域の交流拠点となることをめざします。

また、社会教育の推進のため、今後、図書館及び公民館のあり方等を検討します。

⑲ 地域における学習活動などの推進

【中間見直し以降の取り組み】

社会教育の推進の体制づくりに向け、社会教育主事の育成や、社会教育士の称号取得に関する情報発信を進め、社会教育人材の育成支援に取り組みます。

⑳ (仮称) 中央図書館を核とした生涯学習推進拠点の整備

【中間見直し以降の取り組み】

(仮称) 中央図書館基本構想及び豊中市立図書館みらいプランに基づき、「(仮称) 中央図書館整備計画」を策定し機能配置や運営管理体制を構築するなど、令和 10 年度(2028 年度)～令和 11 年度(2029 年度)の開館に向け取り組みます。あわせて、図書館システムのリプレイスに伴い、ICT を活用した図書館サービスのデジタル化をより一層進め、地域の知の拠点として、人と情報をつなぐしくみづくりを行います。

㉑ 歴史・文化遺産の保護(保存と活用)と文化芸術の振興

【中間見直し以降の取り組み】

郷土資料館「とよみゅー」において展示や講座、市内文化財の公開や史跡めぐりなど様々な事業をとおして、多くの市民や児童生徒が郷土の歴史や文化に親しめるよう取り組みます。また、市内の文化財や歴史に関する資料の調査、収集、整理、研究をもとに情報発信を行うとともに、これら文化財等を適切に整理・保管します。あわせて、歴史・文化財の一体的な保存・活用を図るため、文化財保存活用地域計画について検討します。

㉒ スポーツの振興

【中間見直し以降の取り組み】

令和 5 年(2023 年)3 月に策定した「第 2 期豊中市スポーツ推進計画」に基づき、子どもたちが様々なスポーツを経験できるしくみの構築とあわせて、小学生の体育施設個人使用料の無償化等を実施し、子どもの居場所として気軽にスポーツができる場の充実に取り組みます。